

議案第七十二号

三朝町老人医療費助成条例の制定について

三朝町老人医療費助成条例を、次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
める。

昭和四十六年九月二十日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町老人医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、老人の医療費について助成することにより、老人の健康の保持及び生活の安定を図り、もつて老人の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「老人」とは、七十五歳以上の者であつて、町内に住所を有し、かつ、引き続き三箇月以上鳥取県内に住所を有するものをいう。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
- 四 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

五 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）

八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

3 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であつた者を含む。以下同じ。）又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者をいう。

（助成）

第三条 町は、老人（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている者を除く。以下同じ。）が次の各号に掲げる療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金その他の規則で定める給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除した額。以下「医療費」という。）の全部

を助成するものとする。

一 社会保険各法の規定による療養の給付若しくは療養費の支給又は家族療養費の支給の対象となる療養

二 社会保険各法以外の法令の規定による療養又は医療

第四条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院若しくは診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）に支払うことによつて行なり。

2 鳥取県外の医療機関等において療養又は医療を受けた場合その他の場合において、被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、前項の規定にかかわらず被保険者等に支払うことによつて行なり。

（受給資格証の交付等）

第五条 町長は、老人に対し、その者の申請に基づき、老人医療助成費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、老人医療助成費受給資格証交付申請書に社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類その他の規則で

定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（受給資格証の提示等）

第六条 老人は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

2 療養又は医療を受ける老人は、町長があらかじめ交付した老人医療助成費受給票を、毎月、医療機関等に提出しなければならない。

（助成費の請求）

第七条 第四条第二項の規定により医療費の助成を受ける者は、老人医療助成費申請書に支払った医療費の領収証その他の規則で定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第八条 受給資格証の交付を受けた者は、氏名、住所その他の規則で定める事項について変更があつたときは、すみやかにその旨を町長に届け出なければならない。

(助成費の返還)

第九條 町長は、偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があるときは、その者からすでに助成した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第十條 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十六年十月一日から施行する。